

警 告 書 控

平成 年 月 日交付

運輸局 陸運支局 交付者印

登録番号、車両番号 標識の番号(車台番号)		(軽・原付・その他)		
警告書の交付を 受けた者	住所	都道 府県	市区 郡	町 村
	氏名			

上記自動車は、

- 1 自動車損害賠償責任保険(責任共済)契約を締結しないで、
- 2 自動車損害賠償責任保険(責任共済)証明書を備え付けずに、
- 3 標章を表示しないで、 運行の用に供されていたから、直ちに所要の処置をしたうえ、この警告書交付の日から10日以内に自動車の登録又は届出をした陸運支局若しくは警告書の交付を受けた陸運支局(何れも旅客課又は輸送課)に提示し、その検認を受けて下さい。

なお遠隔地の方は、契約を締結した保険会社又は農業協同組合で所要の処置をしたことの確認を受けたうえ、確認印押捺済の警告書を上記陸運支局に郵送(書留便)することにより、上記の提示・検認に代えることができます。

摘 要

提示させる 陸運支局	運輸局	陸運支局
---------------	-----	------

甲

自動車損害賠償責任保険(責任共済)に関する
警告書について (警告書写)

平成 年 月 日交付

運輸局 陸運支局 交付者印

登録番号、車両番号 標識の番号(車台番号)		(軽・原付・その他)		
警告書の交付を 受けた者	住所	都道 府県	市区 郡	町 村
	氏名			

上記自動車は、

- 1 自動車損害賠償責任保険(責任共済)契約を締結しないで、
- 2 自動車損害賠償責任保険(責任共済)証明書を備え付けなくて、
- 3 標章を表示しないで、 運行の用に供されていたから、直ちに所要の処置をしたうえ、この警告書交付の日から10日以内に自動車の登録又は届出をした陸運支局若しくは警告書の交付を受けた陸運支局(何れも旅客課又は輸送課)に提示し、その検認を受けて下さい。

なお遠隔地の方は、契約を締結した保険会社又は農業協同組合で所要の処置をしたことの確認を受けたうえ、確認印押捺済の警告書を上記陸運支局に郵送(書留便)することにより、上記の提示・検認に代えることができます。

上記のとおり警告書を交付しましたから通知します。

なお、貴所において検認その他必要な処置をとられるようお願いいたします。

平成 年 月 日

運輸局 陸運支局長

運輸局 陸運支局長 殿

乙

警 告 書

平成 年 月 日交付

運輸局 陸運支局 交付者印

登録番号、車両番号 標識の番号(車台番号)		(軽・原付・その他)		
警告書の交付を 受けた者	住 所	都道 府県	市区 郡	町 村
	氏 名			

上記自動車は、

- 1 自動車損害賠償責任保険(責任共済)契約を締結しないで、
- 2 自動車損害賠償責任保険(責任共済)証明書を備え付けしないで、
- 3 標章を表示しないで、 運行の用に供されていたから、直ちに所要の処置をしたうえ、この警告書交付の日から10日以内に自動車の登録又は届出をした陸運支局若しくは警告書の交付を受けた陸運支局(何れも旅客課又は輸送課)に提示し、その検認を受けて下さい。

なお遠隔地の方は、契約を締結した保険会社又は農業協同組合で所要の処置をしたことの確認を受けたうえ、確認印押捺済の警告書を上記陸運支局に郵送(書留便)することにより、上記の提示・検認に代えることができます。

(裏面の注意を読んでください。)

違反者は処罰されます。

責任保険契約又は責任共済契約のないもの6月以下の懲役又は5万円以下の罰金
責任保険証明書又は責任共済証明書を備え 付けのないもの	} ...3万円以下の罰金
標章を表示をしないもの	

陸 運 支 局 検 認 印 欄	
検認年月日	平成 年 月 日
検認事項	契約 証明書 標章
検 認 者 氏 名 ・ 印	①

保 険 会 社 ・ 組 合 確 認 印 欄	
確認年月日	平成 年 月 日
確認事項	契約 証明書 標章
確 認 印	

丙

注 意

自動車は、自動車損害賠償保障法により、自動車損害賠償責任保険の契約(農協組合員は責任共済の契約でもよい。)を締結し、その責任保険証明書(責任共済証明書)を備え付け、かつ検査標章(一般の自動車) 保険標章又は共済標章(軽自動車及び原動機付自転車)を表示しなければ運行の用に供することができません。

責任保険の契約は、損害保険会社又は代理店で、責任共済の契約はあなたの加入している農業協同組合で締結して下さい。